

「災害時における被災住宅の緊急修理に関する協定」の締結について ～被災した住宅の緊急修理体制を強化しました！～

福岡市では、近年の頻発する災害に備えた応援体制の構築に取り組んでおり、各種関係団体と協定を締結しています。

この度、更なる体制強化のため、福岡県や北九州市とともに、**県内 68 社で構成される福岡県瓦組合と災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく被災住宅の緊急修理※に関する協定を締結**しましたのでお知らせします。

記

1 協定書締結日

令和6年9月25日（水）

2 協定の相手方

福岡県瓦組合

3 協定による効果

災害救助法が適用された場合に、準半壊以上の損傷を受けた住宅が屋根にブルーシートを設置する際、福岡県瓦組合の協力により被災者の方への支援が迅速に行える

※被災住宅の緊急修理の概要（令和5年6月～）

- 実施内容：屋根等に被害を受けた住居へブルーシートの展張等を行う際の費用を助成
- 対象：準半壊以上(相当)の被害を受けた者(損害割合10%以上)
- 助成対象期間：災害の発生の日から10日以内
- 助成額：1世帯当たり5万1,500円以内

【問い合わせ先】

財政局アセットマネジメント推進部
アセットマネジメント推進課
担当：安藤、北平
電話 092-733-5426（内線 3401）